

第 1 2 号議案

東大和市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 1 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

東大和市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年条例第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「第17条」を「第17条・第18条」に改める。

第16条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第17条を第18条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

（支給審査委員会）

第17条 法第18条の規定により、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、東大和市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「支給審査委員会」という。）を置く。

- 2 支給審査委員会の委員は、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

- 3 前2項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。